

建設省住防発第221号

平成2年5月19日

特定行政庁建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

外壁タイル等落下物対策の推進について

先の北九州で発生した外壁タイル落下による人身事故に係る当面の対策については、「既存建築物における外壁タイル等の落下防止について（平成元年11月29日付け建設省住指発第442号（以下「442号通知」という。）」により通知したところであり、かかる事故の再発を防止するため、昨年12月より当職において安全対策の検討を行ってきたところであるが、今般その報告を別紙の通り取りまとめたので通知する。

今後は当該報告を活用し、下記により、建築物所有者等に対し、外壁タイル等の落下防止について積極的に指導されたい。

また、既存建築物の外壁落下防止改修に係る融資制度及び特別償却制度については、「既存建築物の防災改修に係る融資の運用について（平成元年10月30日付け建設省住指発第412号）」及び「建築物の落下防止対策のための改修に係る特別償却制度の創設について（昭和62年5月23日付け62国防震第20号建設省住指発第11号）」により既に通知しているところであるが、今後とも、これらの制度の積極的な活用の指導に努められたい。

記

1 定期報告について

(1) 対象建築物の拡大

定期報告の対象となる建築物については、「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告対象建築物の指定について（昭和59年4月2日付け建設省住指発第125号）」により、その規模及び時期の指定指針を通知したところであるが、この指針に基づき、対象建築物の指定を徹底するとともに、442号通知で示した調査対象建築物など定期報告の対象とならない建築物においても、防災査察等を通じて診断実施の指導を行い、その成果を踏まえ必要に応じて改修指導等を行うこと。

また、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の共同住宅についても、定期報告の対象として指定するよう努められたい。

(2) 診断指針の活用

定期報告時における外壁仕上げの診断に当たっては、別紙報告に示された外壁仕上診断指針に基づき診断を行うよう建築物所有者、関係団体等を指導すること。

規則第10条第1項第2号

2 設計施工上の留意事項について

今後、新築及び改修が行われることが計画されている建築物について、報告に示された、設計、施工上の留意事項に基づきタイル等の張付けを行うよう建築主、関係団体等を指導すること。

3 診断技術者について

今秋を目途に(社)建築・設備維持保全推進協会（BELCA）において、外壁仕上げの診断を行う技術者を育成するための講習を実施される予定であるので、関係団体へ周知方お願いする。